

# 第7次広島県保健医療計画（改定素案）

## 【新旧対照表】

令和2年度第2回広島県医療審議会保健医療計画部会

（12月24日開催）

資料抜粋

### 3 へき地の医療対策

#### 目 標

へき地等の医療提供体制を支える医療機関、医師等の医療従事者、県、市町等が連携し、地域住民が、必要に応じて適切な医療を受けられる体制を整備します。

区分	指標等	現状	目標(R5)	出典
S	へき地医療拠点病院・支援病院数	[H29.4] 11施設	必要に応じて増加させる。	県健康福祉局調べ
S	へき地診療所数	[H29.4] あ 19施設	現状を維持し、必要に応じて増加させる。	県健康福祉局調べ
P	へき地医療拠点病院間の連携強化 (関係病院間の医師派遣回数/年)	[H28実績] 480回	600回	県健康福祉局調べ
O	医師数(過疎市町の人口10万人対医療施設従事医師数)	[H30] 195.1人	[R4] 206.1人以上	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」
O	歯科医師数(過疎市町の人口10万人対医療施設従事歯科医師数)	[H28] 67.9人	[R4] 67.9人以上	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」
O	看護職員数(過疎市町の人口10万人対医療施設従事看護職員数)	[H30] 1,662.2人	[R5] 1,708.6人以上	厚生労働省「保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)」
O	自治医大卒業医師県内定着率	[H28末] 70.5%	75.0%	県健康福祉局調べ
O	「ふるさとドクターネット広島」登録者数	[H28末] 2,297人	3,137人	県健康福祉局調べ

### 3 へき地の医療対策

#### 目 標

へき地等の医療提供体制を支える医療機関、医師等の医療従事者、県、市町等が連携し、地域住民が、必要に応じて適切な医療を受けられる体制を整備します。

区分	指標等	現状	目標(H35)	出典
S	へき地医療拠点病院・支援病院数	[H29.4] 11施設	必要に応じて増加させる。	県健康福祉局調べ
S	へき地診療所数	[H29.4] 19施設	現状を維持し、必要に応じて増加させる。	県健康福祉局調べ
P	へき地医療拠点病院間の連携強化 (関係病院間の医師派遣回数/年)	[H28実績] 480回	600回	県健康福祉局調べ
O	医師数(過疎市町の人口10万人対医療施設従事医師数)	[H28] 190.5人	[H34] 203.4人以上	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」
O	歯科医師数(過疎市町の人口10万人対医療施設従事歯科医師数)	[H28] 67.9人	[H34] 67.9人以上	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」
O	看護職員数(過疎市町の人口10万人対医療施設従事看護職員数)	[H28] 1,651.2人	1,708.6人以上	厚生労働省「保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)」
O	自治医大卒業医師県内定着率	[H28末] 70.5%	75.0%	県健康福祉局調べ
O	「ふるさとドクターネット広島」登録者数	[H28末] 2,297人	3,137人	県健康福祉局調べ

➤ (変更)  
目標値の変更

第5章 保健医療体制を支える人材の確保・育成

1 医師の確保・育成

(省略) ※全部差し替え

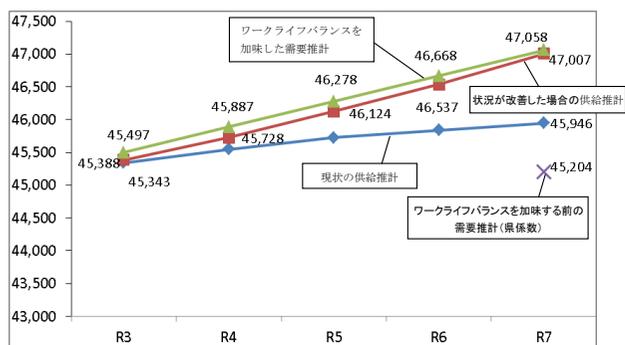
4 看護職員の確保・育成

現 状

(省略)

令和7(2025)年の需要推計は、ワークライフバランスを加味した需要量としており、現状の離職率等により供給を推計すると約1,100人の不足が見込まれますが、看護職員確保対策を強化することで状況を改善し充足状態へ近づけることができると予測しています。

図表5-13 広島県看護職員の需給推計(令和3(2021)年から令和7(2025)年)



※ 需要推計は、令和7(2025)年の需要量を国が示した推計方法を用い、計算に使用する“現在の病床数あたり看護職員数”などの係数を県の数値に置き換えて推計し、各年については、第7次保健医療計画における令和2(2020)年の需要推計値から5年間で等比按分した。

※2 ワークライフバランス：1か月の超過勤務時間が10時間以内、1年の有給取得10日以上が達成された場合に必要となる人数とした。

第5章 保健医療体制を支える人材の確保・育成

1 医師の確保・育成

(省略) ※全部差し替え

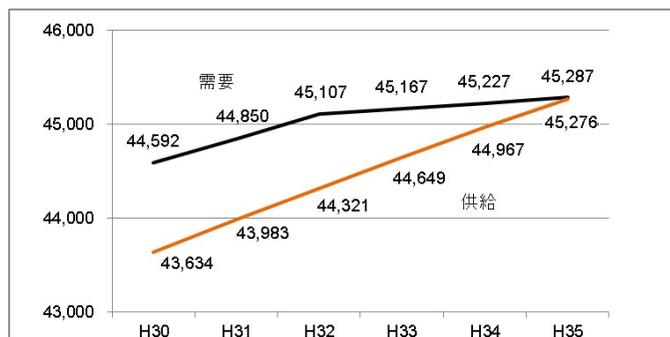
4 看護職員の確保・育成

現 状

(省略)

平成30(2018)年から平成35(2023)年までの看護職員の需給を推計すると、平成30(2018)年は約1,000人が不足すると見込んでいますが、看護職員確保対策を継続することにより、不足状態から徐々に充足状態へ近づいていくと予測されます。

図表5-13 広島県看護職員の需給推計(平成30(2018)年から平成35(2023)年)



※ 平成30(2018)年度に国が示す推計方法を用いた推計を実施するまでの暫定的な推計  
 需要数：一般病床・療養病床、無床診療所・外来、訪問看護事業所・介護保険サービス等の就業施設区分ごとに、広島県地域医療構想の平成37(2025)年の医療需要と医療提供体制をもとに将来の医療需要・サービス需要を見込み、推計を行った。

供給数：平成28(2016)年12月末現在の就業看護職員数(厚生労働省「衛生行政報告例」による)をもとに、看護職員確保施策を継続実施することとして、その効果を見込んだ新規就業者数、再就業者数及び離職率等を考慮して推計した。

➤ (変更)  
 令和2年3月に策定した「医師の確保及び外来医療に係る医療提供体制の確保に関する計画」 「医師の確保」部分と差し替え

➤ (変更)  
 看護職員の需要推計の見直しによる

目 標

区分	指標等	現状値	目標値 (R7)	指標の出典
S	① 就業看護職員数	44,184 人 (H30)	47,007 人	厚生労働省 「衛生行政報告例」
S	② 就業助産師数	678 人 (H30)	前回調査より増	
O	③ 看護職員離職率	9.8%	9.4%	県調査「看護職員の職場環境づくり実態調査」
O	④ ナースセンターにおける再就業者数	767 人	843 人	広島県ナースセンター「無料職業紹介事業」実績
P	⑤ 特定行為研修修了看護師数	25 人 (R2)	150 人	県健康福祉局調べ

指標③の現状値は、平成 26 (2014) 年度から平成 30 (2018) 年度の平均値、指標④の現状値は、平成 27 (2015) 年度から令和元 (2019) 年度の平均値とする。

指標④の目標値は、中間見直し後の計画期間 (令和 3 (2021) 年度から令和 7 (2025) 年度) 毎年度の目標値

目 標

区分	指標等	目標の考え方	現状値	目標値	指標の出典
S	① 就業看護職員数	県内看護職員の確保に努めます。	42,904 人 (H28)	45,276 人 (H35)	厚生労働省 「衛生行政報告例」
S	② 就業助産師数	県内助産師の確保に努めます。	654 人 (H28)	前回調査より増	
O	③ 新卒看護職員の県内就業率	新卒看護職員の県内就業者の確保に努めます。	80.1%	81.5%	厚生労働省「看護師等学校養成所入学及び卒業生就業状況調査」
O	④ 看護職員離職率	看護職員の離職率の低下に努めます。	9.7%	9.4%	県調査「看護職員の職場環境づくり実態調査」
O	⑤ 再就業者数	離職中の看護職員の再就業促進に努めます。	620 人	756 人	広島県ナースセンター「無料職業紹介事業」実績
P	⑥ 認定看護師数	高度医療に対応した認定看護師の育成を支援し、認定看護師数増を目指します。	433 人 (H28)	前年より増	日本看護協会公表資料

指標③～⑤の現状値は、平成 24 (2012) 年度から平成 28 (2016) 年度 (いずれも調査年) の平均値とする。

指標③～⑤の目標値は、計画期間中 (平成 30 (2018) 年度から平成 35 (2025) 年度) 毎年度の目標値

➤ (変更)

指標の削除及び追加  
目標値の変更